

## 【アメリカ】アリゾナ州移民法に関する連邦最高裁判決

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* 2010年7月、オバマ政権は連邦裁判所に対し、アリゾナ州移民法が合衆国憲法に違反していると提訴した。同時に同法の6つの条項の差止命令も求め、うち、4項目が認められた。この訴訟に対して、2012年6月25日、連邦最高裁は、同法の主要な条項について違憲判決を下したが、もっとも議論を呼んでいた条項については、全員一致で合憲とした。

### 訴訟の経緯

「アリゾナ州法典を改正する不法滞在外国人に関する法律」(州移民法)とは、2010年4月23日に成立したアリゾナ州制定順法律第113号及びその補足改正である4月30日成立の同第211号である。その主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 外国人の州内の不法滞在を犯罪とし、警察官等が適法に呼び止め、勾留又は逮捕した人物が、合衆国に不法に滞在していると信じるに足る「相当な理由」がある場合、実行可能であれば、その者が非合法移民か否かの捜査を警察官等に義務付ける。
- (2) 日雇労働者雇用のため、道路に車両を停車し、交通を妨害することを犯罪とする。
- (3) 他の犯罪の手段としての非合法移民の州内輸送、隠避、蔵匿、保護を犯罪とする。
- (4) 外国人登録書類の不携帯を犯罪とする。
- (5) 行為の場所を問わず、合衆国からの退去理由となる法律に反する作為又は不作為を犯したと信じるに足る「相当な理由」がある場合、令状なしの逮捕を許可する。
- (6) 非合法移民への職応募や就労の教唆、非合法移民の職応募や就労を犯罪とする。

同年7月6日、オバマ政権は、州移民法が合衆国憲法の連邦による専属的な移民規制権限に違反し、無効であるとして、連邦地裁に訴えた。また連邦が回復不能な被害を受けるとし、判決までの間、予備的に州移民法の施行を一時差し止めるよう求めた。7月28日、連邦地裁は(1)、(4)、(5)、(6)について訴えの実体を認め、差止命令を出した。

### 州移民法連邦最高裁判決

連邦最高裁は、2012年6月25日の判決で、州移民法の(4)、(5)、(6)について、違憲と判断した。まず判決は、合衆国憲法第1編第8節第4項の「統一的な帰化の規則を定める連邦議会の権限」に関する規定から、連邦政府が移民及び外国人の地位に関する幅広い権限を有することが導かれるとし、合衆国法典第1304条及び第1306条a項の連邦政府が外国人登録を所管し、外国人に登録書類の携帯を義務づける規定、同法典第1324a条の非合法移民を雇用した者に対する制裁に関する規定、同法典第1227条の外国人の国外退去に関する規定(ただし、これは民事法であり、実施については所管の連邦行政府の裁量にゆだねられる)が、(4)、(5)、(6)に関する連邦法上の規定であると示した。そして、連邦法が州法に優先・専占する旨を規定する憲法第6編第2節の最高法規条項が、連邦議会が排他的立法権限で規定する領域につき、州法で規定してはならないこと、連邦法に抵触する州法を排除することを定めており、(4)、(5)、

(6)は、これらに該当するため、連邦法により排除されると判断した。連邦法である 1986 年移民制度改革及び管理法（1986 年法）は、同法が非合法移民の雇用の排除を包括的に定めることを明記している。合衆国法典第 8 章第 1324a 条は、外国人の雇用に際し、不法滞在か否かの確認を雇用者に義務付ける。これに反した場合の刑事・民事罰規定も同条に置く。しかし、連邦法では、不法就労者に関しては、同法典第 1255 条(c)に民事罰のみ規定する。よって、(6)は、連邦法の専断を宣言する 1986 年法に抵触し、連邦による移民規制に対する障害となり、排除される。(4)も同様に、外国人登録に関する連邦の管轄を侵害する。連邦法上、国外退去処分となった外国人が合衆国に留まることは犯罪ではなく、国外退去の途中で、外国人を拘束することが望ましいと規定されるものの、義務とはされていない。そのため、(5)は、連邦法に抵触する。

(1)は、条文上に、次の 3 つの制限を有している。①警察官等に拘束されたものは、アリゾナ州の運転免許等が提示できれば非合法移民とみなされない、②拘束者の人種、出身国、肌色等を考慮してはならない、③連邦法上の移民関係法や市民権関係法に抵触する方法で実施してはならない。(1)は違憲の懸念があるが、これらの制限が課されている限り、連邦法と抵触するか否かは、実施されなければ判断できないため、違憲とならない。施行後、別途、州憲法・合衆国憲法の違憲訴訟を提起することはできる。

### 判決に対する反応

オバマ大統領は、州移民法の問題点のほとんどに違憲判断が出たことに歓迎の意を表したものの、(1)の合憲判断には、外観だけで非合法移民であるとの疑いを抱かれる人権侵害の発生を危惧した。併せて連邦議会に対し、移民制度改革法案の審議を強く要請した。同法案の審議が停滞していることに対する緊急策として、この判決の 10 日前の 6 月 15 日に、大統領は、若い非合法移民の国外退去の猶予を国土安全保障省に命じた（本号「短信」参照。）。この判決は、現政権が移民問題に迅速な対応を行っていないことにつき、各方面から批判を引き起こした。共和党大統領候補ロムニー前マサチューセッツ州知事は、この訴訟はオバマ政権の移民問題に対する無策ぶりを表したものであるというコメントを出し、この判決に際して、スカーリア連邦最高裁判事は、州が問題の移民法を制定した理由が、長年にわたる移民問題への連邦の無策に対する苛立ちであることにつき理解を示した上で、州は、この判決の適用に際し、大統領が命じた、このような国外退去の猶予等を考慮する必要はないと述べた。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 7 月 18 日現在である。)

- ARIZONA ET AL. v. UNITED STATES, No. 11-182. Decided June 25, 2012. <<http://www.supremecourt.gov/opinions/slipopinions.aspx?Term=11>>
- Josh Gerstein, "Supreme Court Arizona immigration ruling: Justices clear key part," *Politico*, Jun. 25, 2012. <<http://www.politico.com/news/stories/0612/77789.html>>
- 井樋三枝子「【アメリカ】アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向」『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.4-5.<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050545\\_po\\_02450102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050545_po_02450102.pdf?contentNo=1)>